

## 丹波市奨学金給付事業について

丹波市では、経済的理由により修学困難な高校生又は高等専門学校を対象に、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的として、奨学金給付事業を行っています。  
 奨学生の選考及び決定については、奨学生選考委員会にはかり決定されます。  
 ◎毎年度申請が必要です。

### ● 奨学生の資格

次の全ての要件を満たす方

- ①丹波市に住民票がある方
- ②高等学校又は高等専門学校に在学する方
- ③低所得世帯に属し、経済的な理由によって修学が困難であり、所得基準を超えない方
- ④奨学金の給付が、高等学校修学上の便宜に顕著な効果が認められる方
- ⑤他の奨学金などその他同種の制度による給付を受けていない方【貸付型は除く】

※高校生等奨学給付金・私立高等学校奨学給付金との併用不可

※高等学校就学支援金との併用可

### ● 所得基準

世帯構成人員	2人	3人	4人	5人	5人以上 1人増えるごと
所得基準	1,917,000円以下	2,568,000円以下	2,940,000円以下	3,283,000円以下	≪1人につき加算額 443,000円≫ 3,283,000円+(443,000円×追加人数)

※令和2年度所得・課税証明書の令和元年分合計所得金額(世帯全員合計)により審査します。

※住民基本台帳上の世帯を分けていても、同一住所に居住している人全員を1家族とみなします。

### ● 奨学金の額

在学学校	区 分	支給額
国公立 私立	月額	6,000円

### ● 給付方法

給付区分	給付月
4～7月分	8月
8～12月分	1月
1～3月分	3月

### ● 申 請

毎年度、次のすべての書類をそろえて、丹波市教育委員会 学事課へ提出してください。

- ①奨学金給付申請書
- ②誓約書
- ③同居及び生計を一にする方全員(所得の無い学生分は不要)の令和2年度(平成31年1月から令和元年12月分)所得・課税証明書(※1)  
 ※1 証明書は令和2年6月11日(木)から発行される予定です。
- ④在学証明書

### ● 受付期間

令和2年6月11日(木)～令和2年7月3日(金)まで

### ● 給付の中止及び停止

休学や退学のほか、資格要件に該当しなくなったときは、給付を中止または停止します。

### ● 奨学金の返還

給付の停止や取り消し期間に係る給付金があるときは、その全額を返還していただきます。

#### 【問い合わせ先】

〒669-3198 丹波市山南町谷川 1110 番地  
 丹波市教育委員会 教育部 学事課  
 TEL 0795-70-0880 FAX 0795-70-0814